

平成30年度 全ブロック協議会を開催しました。

一般社団法人大阪林業土木協会

当協会では、毎年、この時期に傘下会員企業のコンプライアンス確立に向けた講習の取組みを行っています。

昨年度は4ブロックに分けて実施しましたが、今年度は7月に発生した西日本豪雨災害の復旧事業で関係者が多忙のため、大阪市内で開催しました。

企業としての社会的責任を果たしていくために会員の意識改革が重要であるとの考えのもと、平成30年12月5日（水）大阪キャッスルホテルにおいて会員企業47社、52名の参加を得て開催しました。

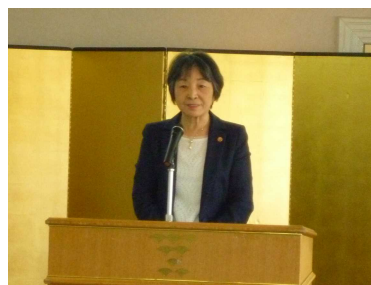
土木建設企業におけるコンプライアンス～独占禁止法を中心に～をテーマとして、弁護士法人中央総合法律事務所の加藤幸江弁護士から、コンプライアンス遵守の重要性、また、違反事例や違反した場合のペナルティー等について、詳細なご講演をいただきました。

各会員においては、企業としての社会的責任を果たしていくために日頃からの意識改革が重要であるということを再認識していました。

ブロック協議会の様子



泉会長の開催挨拶



ご講演される加藤幸江弁護士



講演に熱心に聞き入る会員の皆さん